び都道府県が行う当該事業に対する法令に基づく負担金に充てるため平成23年度から令和３年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債、全国的に緊急に実施する公営企業緊急防災・減災事業に係る経費及び都道府県が行う当該事業に対する法令に基づく負担金に充てるため平成23年度から令和３年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債、再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、公営企業会計適用債並びに下水道事業債旧公害防止対策事業分（旧公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第２条の２第１項に規定する公害防止対策事業計画についての「公害防止対策事業計画の同意基準」（平成23年12月決定）を満たす地方公共団体が別に定める事業計画に基づいて実施する事業（公共下水道（下水道法第２条第３号イに規定するものに限る。）及び流域下水道（同条第４号イに規定するものに限る。）（以下この号において「公共下水道等」という。）における設置及び改築の事業（下水道法施行令第24条の２第１項第１号ロに規定する特定公共下水道の設置及び改築の事業並びに公共下水道等における処理場、ポンプ施設及び管路施設の供用開始後25年を経過したものに係る事業で、下水の処理量の増大又は放流水の水質の改善に資さないものを除く。））に係る経費に充てるための地方債をいう。以下この号において同じ。）を除く。）の額に相当する額（符号AHの総務大臣が算定して通知した額の基礎となった地方債の額を除く。以下符号J_n、符号L_n、符号P_n、符号V_n、符号W_n、符号AC_n及び符号AF_nにおいて同じ。）

D_{12}＝0.0500

D_{13}＝0.0530

D_{14}＝0.0470

D_{15}＝0.0532

D_{16}＝0.0432

D_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0503

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係る

事業に対する法令に基づく負担金に充てるため平成23年度から令和２年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債、全国的に緊急に実施する公営企業緊急防災・減災事業に係る経費及び都道府県が行う当該事業に対する法令に基づく負担金に充てるため平成23年度から令和２年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債、再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債並びに公営企業会計適用債を除く。）の額に相当する額（符号AFの総務大臣が算定して通知した額の基礎となった地方債の額を除く。以下符号J_n、符号L_n、符号P_n、符号V_n、符号W_n、符号AA_n及び符号AD_nにおいて同じ。）

D_{12}＝0.0500

D_{13}＝0.0530

D_{14}＝0.0470

D_{15}＝0.0532

D_{16}＝0.0432

D_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0503

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係る